

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の設立認可申請の適否の決定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

都市計画の変更

廃川敷地の生成

◇ 公 告 遊技機の型式の認定

◇ 正 誤 昭和六十一年六月鳥取県選挙管理委員会告示第六十号中  
訂正

## 告 示

鳥取県告示第五百六十四号

八頭郡佐治村大字森坪三〇一森下義正ほか二十五人の者からの佐治村土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営土地改良総合整備事業大山北部地区農業用排水、農道整備、暗きよ排水及び客土を一体としたもの)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦に供する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六十六号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業宮谷地区農道舗装）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十七号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）小河内地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字澤谷一三三九・字広戸一三四二の四・大字山口字明之目八三五の一、八三五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立子供の森建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字富吉地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

鳥取県告示第五百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図面を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 四・三・一号海浜運動公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

西伯郡日吉津村大字日吉津地内

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百七十一号

河川区域の変更に、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

斐伊川水系に係る一級河川旧加茂川

二 廢川敷地が生じた年月日

昭和六十一年六月二十四日

三 廢川敷地の位置

米子市東山町二五―二地先から同町九―二地先まで

四 廢川敷地の種類及び数量

土地 一三八・五七平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

昭和六十一年六月鳥取県選挙管理委員会告示第六十号（衆議院議員総選挙鳥取県選挙区における選挙長等の選任について）中次の箇所にて誤りがある

正 誤

ばちんこ遊技機										遊技機の種類	
キャロット	スカイエース	スーパーシャトル三号	シルバーシャトル三号	NEWファンタジーV四	スカイラブ	ニューゴング	エアポート	サンタナ	キング	型 式	製 造 業 者 名
株式会社大同	平和工業株式会社	京極産業株式会社	株式会社まさむら遊機				株式会社三洋物産				

つたので、訂正する。

頁 段 行  
一 下 から九 終わり

誤

正

昭和六十一年七月六日 昭和六十一年七月六日